

## 配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について

令和4年12月26日

DV対策抜本強化局長級会議

配偶者からの暴力による被害者の生活再建を図り、自立を支援することは、被害者の泣き寝入りを防ぐためにも、被害者が展望をもって生活するためにも重要である。配偶者からの暴力の被害者の生活再建の支援を強化するため、次の8項目32件にわたる取組を行うこととする。

本取りまとめを受け、令和4年度内に、見直し等に関する各制度所管府省からの通知等に加え、内閣府男女共同参画局から全体の概要を整理し、各地方公共団体の配偶者暴力対策所管部局に向けて一括して通知を行う。

**経済的支援**

被害者が新たな生活を始めるにあたり、当面必要となる生活資金の確保を支援するため、以下の取組を進める。

- ・被害者が利用できる経済的支援について、全政府的に調査を行い、令和4年度第2次補正予算及び令和5年度予算案に盛り込まれた施策のうち、「家計の急変に対する経済的支援」、「ひとり親に対する経済的支援」、「犯罪被害者に対する経済的支援」及び「一定の所得基準以下の所得者に対する経済的支援」に該当する施策を一覧表に整理し、令和4年度内に地方公共団体等に対して通知を発出し、配偶者暴力相談支援センター等への周知を図る。今後も、被害者支援の観点から、当該取組を継続的に実施する。
- ・被害者に対し生活保護を適用するに当たり、扶養能力調査の在り方、実施責任及び世帯の認定等に関し、従来地方公共団体に周知を行ってきた留意すべき事項を改めて整理し、令和4年度内に地方公共団体に対して再度周知を行う。
- ・児童扶養手当の遺棄の認定事務においては、被害者である場合でも、本人の申立書及び遺棄調書以外の書類の提出を求めている旨について、令和

4年度内に関係機関に対して周知を行う。

## 就業

被害者の抱える困難を踏まえ、被害者一人一人の状況に応じた被害者に対する就業支援を促進するため、以下の取組を進める。

- ・配偶者から暴力を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した場合について、雇用保険制度上の特定理由離職者<sup>1</sup>として取り扱う方向で整理し、令和4年度内に都道府県労働局に対して通知を発出する。
- ・被害者について、その配偶者から1年以上遺棄されている状態が継続すると見込まれるときは、「ひとり親」として扱われる場合がある旨について、令和4年度内に関係機関に対して周知を行う。
- ・訓練受講中の生活に不安を抱える被害者にとって、生活支援のための給付金を受給しながらスキルアップや転職ができるよう、配偶者等から経済的援助を受けていない場合は、世帯収入要件の「同居の又は生計を一にする別居」に含まれない旨を明記した「訓練受講のしおり」を積極的に活用し、求職者支援制度<sup>2</sup>の周知を現場においても継続的に行う。
- ・被害者に対する就労支援について、プライバシーの保護等に留意しつつ、被害者の就業ニーズに配慮できる企業への職業紹介、都道府県をまたぐ広域職業紹介、きめ細かな職業相談等の具体的な取組内容を整理し、令和4年度内に各都道府県労働局に対して通知を発出する。
- ・求職者（被害者）のニーズを的確に把握し、労働市場の状況や求められる人材・スキル等を踏まえた適切な職業訓練のあっせんを行い、訓練受講前の段階から就職まで、一貫した支援を引き続き行う。
- ・子育て中の女性などが職業訓練を受講しやすいように、託児サービス付きの訓練コースの設定を推進する。

<sup>1</sup> 「特定理由離職者」に該当した場合、受給資格決定に係る算定対象期間の緩和措置や基本手当に係る給付制限免除の対象となる。

<sup>2</sup> 再就職、転職、スキルアップを目指す方が月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度

## 社会保険（雇用保険を除く）

被害者が安心して社会保険制度を利用できるようにするため、以下の取組を進める。

- ・医療保険関係事務及び年金関係事務における被害者の保護に関する証明書に関し、行政機関又は関係機関と連携して配偶者暴力の被害者支援を行っている民間支援団体による確認書の取扱いについて、どの範囲までを対象とすることが適当か、実務上の課題や証明を必要とする手続の性質等も踏まえて検討し、その結果に基づき、令和4年度内に関係機関に対して必要な取扱いを示す。
- ・被害者に係る医療保険関係事務及び年金関係事務において、秘密保持を図っていること、被害者の離脱手続<sup>3</sup>について被害者に配慮した取扱いをしていることについて、被害者に有効に伝わるよう、令和4年度内に関係機関に対して周知を行う。
- ・医療保険について、被害者が被扶養者等から外れるまでの間は保険診療による受診が可能であることを周知するとともに、被害者の秘密保持の観点から、被保険者宛の医療費通知の記載事項等について、保険者において適切な対応が図られるよう、必要な取組を実施する。
- ・国民年金保険料の特例免除の取扱い<sup>4</sup>について、被害者に有効に伝わるよう、令和4年度内に関係機関に対して周知を行う。
- ・医療保険について、被保険者による届出の提出を待たずに被害者を被扶養者等から外すことができる「一定期間」の考え方や、被害者が被扶養者等から外れる場合における被保険者への通知の取扱いについて検討し、令和4年度内に関係機関に対して周知を行う。

---

<sup>3</sup> 被害者の保護に関する証明書を添付して申出がなされた場合には、保険者等は被保険者に対し、被害者を被扶養者等から外す届出を提出するよう連絡することになっている。

<sup>4</sup> 配偶者からの暴力を受け、避難している被害者（配偶者と住居が異なる被害者）は、配偶者の所得にかかわらず、本人の前年所得が一定額以下であれば、本人からの申請により、国民年金保険料の全額又は一部が免除となる。

## 住宅

被害者が自立して生活するための基盤である被害者の居住の安定を図るため、以下の取組を進める。

- ・令和4年1月に改正を行った「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」に基づき、公営住宅における被害者の優先入居や目的外使用の活用の促進を図るよう、令和4年度内に地方公共団体に対して再度周知するとともに、被害者等の入居を拒まないセーフティネット登録住宅制度を推進する。
- ・被害者の居住の安定を図るため、公営住宅等への入居に関し、地方公共団体から配偶者暴力相談支援センターや居住支援法人等に対して公営住宅等の空き室や募集情報等を積極的に提供するなど、地方公共団体における配偶者暴力相談支援センター等との連携事例を調査・整理し、令和4年度内に地方公共団体に対して周知を行う。また、地方公共団体における公営住宅の空き室等の問合せ窓口及びセーフティネット登録住宅の情報提供システムについて、令和4年度内に配偶者暴力相談支援センター等に対して周知を行う。

## 子育て

被害者の自立支援を図る中で子育ての負担を軽減するため、以下の取組を進める。

- ・被害者の状況を踏まえて、保育所等の保育料、優先入所、保育認定等及び生活再建のための手続を行う際に必要となる一時預かりの利用について、令和4年度内に制度の周知を行う。
- ・「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」を踏まえた取組が行われるよう周知を図った上で、DV被害等を含めた様々な悩みや課題を抱える児童生徒への支援や教育相談体制を充実させるため、引き続き、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実の支援を含めた学校における相談体制の強化を図る。
- ・事前相談、支援内容の決定、親子交流（面会交流）援助等を適切に実施で

きる支援員を配置するなど、自治体における親子交流の実施に必要な費用を補助する。

- ・離婚後の子の養育をめぐる諸問題について、子の最善の利益や安全・安心の確保を前提に、中間試案に対するパブリックコメントの結果も踏まえ、法制審議会家族法制部会において、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等の見直しについて結論を得るべく更に調査審議を行う。

#### 母子生活支援施設・女性相談支援センター・女性自立支援施設等

被害者への相談支援や保護、自立支援を担う母子生活支援施設・女性相談支援センター・女性自立支援施設等に関し、以下の取組を進める。

- ・母子生活支援施設の入所に関する手続に関し、円滑な利用を可能にするよう、また、申し込みに必要な書類を児童福祉法及び同法施行規則を踏まえて必要最小限なものとなるよう、自治体や施設の運用実態を把握の上、検討を行い、令和4年度内に関係機関に対して通知を発出する。
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が円滑に施行されるよう、女性相談支援センター及び女性自立支援施設に関して、具体的な業務内容や留意点、関係機関との連携の在り方等を検討し、ガイドライン等を策定する。
- ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に対し、医師及び心理療法担当職員の配置等に必要な費用を補助することで、困難な問題を抱える女性に対する医学的又は心理学的な援助の促進を図る。

#### 住民票・戸籍謄本・地方団体が発行する証明書等

被害者が行政手続を円滑に行う観点から、以下の取組を進める。

- ・マイナンバーカードの住所地市区町村以外の市区町村（住所地）を通じた申請・交付手続について、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領等に基づき実施するとともに、コンビニ交付等における証明書交付サービスについて、引き続き、さらなる普及に取り組む。
- ・住民票の写しの請求者の住所以外の場所への送付について、住民基本台帳

事務処理要領に基づき、請求者に直接手交した場合と同様に評価できる場所に限り送付する。

- ・運用において、委任状の活用により配偶者暴力相談支援センターの職員の心理的負担が解消される方法で戸籍謄本等の代理請求を行うことが可能であることについて、令和4年度内に法務局・地方法務局を通じて地方公共団体に対して周知を行う。

### 支援体制の強化

被害者の支援体制の強化を図るため、以下の取組を進める。

- ・令和2年度から「DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」<sup>5</sup>を実施してきたところ、地方公共団体と民間シェルター等との連携が広がるとともに、公的機関では対応が難しい被害者の多様なニーズに柔軟に対応する民間シェルター等において、その支援範囲を更なる拡大や、従来は困難であった支援人材の確保等が進むなどの成果がみられた。その一方で、民間シェルター等の財政的基盤及び人的基盤の脆弱性が改めて確認された。このような成果や課題も踏まえ、令和5年度において、引き続き、官民連携の下で、民間シェルター等による先進的な被害者支援の更なる推進を図るため、地方公共団体による取組を支援する交付金事業を実施する。
- ・また、民間団体等の行う配偶者暴力の被害の防止及び被害者の保護等の活動への財政的な支援は、特別地方交付税措置の対象となることについて改めて周知することにより、地域の実情に応じた被害者支援の更なる推進を図る。
- ・内閣府が実施する「DV相談プラス」において、令和4年度内に、全国の配偶者暴力相談支援センターの相談員等を対象に経験豊富な相談員が助言・情報提供等を行う「ヘルプデスク」（仮称）を試行実施し、その活用状況等の成果も踏まえ、当該機能の今後の運用の在り方を検討する。ま

<sup>5</sup> 都道府県等への交付金により、官民連携の下で配偶者暴力被害者等を支援する民間シェルター等が行う先進的な事業（①受入体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目ない総合的支援）を支援するもの。

た、配偶者暴力防止法の見直しに関する検討状況を踏まえ、相談員への研修の充実等により、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応等の更なる向上を図る。

- ・被害者の居場所を秘匿しつつ、婚姻費用・養育費や子の養育権の整理等に係る交渉を進めることができる仕組みの構築に向け、「DV被害者の非対面交渉等の推進モデル事業」（仮称）を実施し、その課題等を整理し、効果を検証する。
- ・被害の潜在化を防ぐ観点から、男性の被害者や、日本語を十分に話せない外国人の被害者も含め、相談をしやすい相談窓口の整備を図ることが重要である。各地方公共団体では、それぞれの地域の実情に応じ、配偶者暴力相談支援センター等における相談窓口を整備しているところ、各地方公共団体における取組事例、他の相談窓口との連携事例等に係る情報収集・提供等を行うことにより、多様なニーズに対応した相談窓口の整備を促進する。また、内閣府において、多様な相談ニーズに対応して、24時間の電話相談や、外国語によるSNS相談等を受け付ける「DV相談プラス」を継続的に実施することとし、その一層の周知を図る。さらに、民間シェルター等と連携する地方公共団体の取組を支援するDV被害者等セーフティネット強化支援事業の令和5年度の実施に当たり、男性及び外国人を含めた多様な被害者の受入体制整備が同事業による交付金の対象となることを周知し、地域における被害者の保護及び支援の推進を図る。
- ・配偶者からの暴力による被害について、被害の救済・再被害の防止を図るため、弁護士による法律相談等のサービスを利用しやすいようにすることが重要である。法テラスにおいて、日本弁護士連合会・各弁護士会と協議し、DV等被害者法律相談援助の実施状況を踏まえた協力依頼等を行うとともに、同援助について、弁護士が恒常的に電話・オンラインを利用して法律相談を実施できるようにし、これまで作成を要していた報告書を一定の場合に不要とした上、こうした弁護士にとって利便性を向上させ、手続負担を緩和する取組を周知するなどし、DV等被害者支援の経験や理解のある弁護士を確保する。また、内閣府・法務省・法テラスにおいて、日本

弁護士連合会と連携し、各地域の配偶者暴力相談支援センター・法テラス  
地方事務所・弁護士会の間における、相談希望者を弁護士につなぐための  
情報共有や連携の在り方について、令和4年度内に協議・整理を行い、所  
要の通知を発出する。